

仕様書

1. 件名

令和7年度京都農林水産総合庁舎 業務用消火器購入

2. 目的

京都農林水産総合庁舎に設置の消火器が設計標準使用期限を迎えるため。

3. 納入期限

令和8年3月13日(金)

受注者は納入に際し、事前に日時を連絡して了解をとること。

4. 納入場所

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

京都農林水産総合庁舎(近畿農政局)

5. 購入品目等

(1) 購入

粉末(ABC)消火器 : 2本

10型、蓄圧式、薬剤質量3.0kg以上、リサイクルシール付

製造年:2025年以降、設計標準使用期限:10年

(参考品:ヤマトプロテック(株)粉末(ABC)蓄圧式消火器 YA-10NX)

(2) 引取

粉末(ABC)消火器(ヤマトプロテック(株)YA-10XⅢ) : 2本

リサイクルシール付(有効期限:2028年3月末日(2本))

引取の消火器については、受注者の責任において、法令に従い、適正に処理すること。

6. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

(1)環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

(2)エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

(3)臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

(4)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

(5)工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

(6)みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

7. その他

(1)本仕様に定めのない事項については、必要に応じ担当職員と打ち合わせを行うこと。

(2)調達にかかる一切の費用については受注者が負担すること。

(3)郵送での納入・引取は認めない。納入時に併せて引取を行うこと。

(4)参考品については、同等品不可の記載がない場合は仕様に適合する商品名として例示しているものであり、仕様に適合した製品であれば参考品以外でも構わない。

ただし、参考品以外で見積する場合は、「近畿農政局オープンカウンター方式実施要領」5.(6)のとおり、見積書提出前に見積依頼公告にある問い合わせ先にその旨申し出し、その確認を受けること。

(5)受注者は、物品を納入しようとする場合は、発注者に対し納入する旨を通知し、発注者が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

(6)受注者又は、受注者の使用者は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、物品の検査に必要な措置を講ずるものとする。

(7)受注者又は、受注者の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(8)代金の支払いについては、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日より起算して30日以内の日に支払うものとする。